※この運営規程の例は、あくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。

（指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護と共用で使用可）

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　規　程　の　例 | 作成に当たっての留意事項等 |
| 指定認知症対応型共同生活介護  〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業運営規程  （事業の目的）  第１条　＊＊＊が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保することを目的とする。  （運営の方針）  第２条　指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するものである。  指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。  ２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。  ３　事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、その目標を設定し、計画的にサービスを提供する。  ４　事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。  ５　指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う、  ６　前５項のほか、「姫路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成２４年姫路市条例第５３号）及び「姫路市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例」（平成２４年姫路市条例第５４号）に定める内容（以下「条例基準」という。）を遵守し、事業を実施するものとする。  （事業の運営）  第３条　指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。  （事業所の名称等）  第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  　（１）　名　称　　グループホーム○○○  　（２）　所在地　　姫路市○○町○○番地○○  （従業者の職種、員数及び職務の内容）  第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。  （１）管理者　（各ユニット）１名（常勤）  　　管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。  （２）計画作成担当者　（各ユニット）○名（常勤職員）  　　計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。  （３）介護従業者　（各ユニット）○名以上  　　介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。  （指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の利用定員）  第６条　事業所の利用定員は、○名とする。  　　内訳　　１ユニット　　○名  　　　　　　２ユニット　　○名  （利用者の生活時間）  第７条　利用者の生活サイクルに応じた１日の生活時間帯は、次のとおりとす  る。  　　日中の時間帯　　　　　　６：００～２１：００  　　夜間及び深夜の時間帯　２１：００～　６：００  （指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容）  第８条　事業所で行う指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容は、次のとおりとする。  　（１）第９条の介護計画の作成  （２）入浴、排せつ、食事、着替え等の介助  （３）日常生活上の世話  （４）日常生活の中での機能訓練  （５）相談、援助等  （６）その他必要な介護  （介護計画の作成）  第９条　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画（以下「介護計画」という。）を作成する。  ２　計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。  ３　計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付するものとする。  ４　介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。  （利用料等）  第１０条　指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。  ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。  ３　法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。  ４　家賃については、月額○○○円を徴収する。  ５　敷金については、入居時に○○○円を預かる。  　　なお、敷金については、利用者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損があった場合は、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退居時に残額を返還する。  　　また、未払い家賃がある場合は、敷金から差し引いて家賃に充当することがある。  ６　食事の提供に要する費用については、次の額を徴収する。  朝食　○○円　　昼食　○○円　夕食　○○円  ７　光熱水費については、月額○○○円を徴収する。  ８　その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。  ９　月の途中に入退去があった場合は、日割り計算とする。  １０　前９項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。  １１　指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。  １２　費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。  １３　法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。  （入退居に当たっての留意事項）  第１１条　指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の対象者は要介護者〔要支援者〕であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。  （１）認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者  （２）認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者  （３）認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者  ２　入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。  ３　入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。  ４　利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。  （衛生管理等）  第１２条　事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。  ２　事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。  （緊急時等における対応方法）  第１３条　事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。  ２　事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。  ３　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。  ４　事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。  （非常災害対策）  第１４条　事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年２回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。  （協力医療機関等）  第１５条　事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。  ２　事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。  ３　事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。  （苦情処理）  第１６条　事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。  ２　事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ３　事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  （個人情報の保護）  第１７条　事業者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。  ２　事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。  （虐待防止に関する事項）  第１８条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。  （１）定期的な虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催及び、その結果について従業者への周知徹底  （２）虐待の防止のための指針の整備  （３）定期的な虐待の防止のための研修の実施  （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置  ２　事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。  （身体拘束）  第１９条　事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。  （地域との連携など）  第２０条　事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。  ２　事業者は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。  ３　事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。  （業務継続計画の策定等）  第２１条　事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者が継続して指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を受けられるよう次の措置を講ずるものとする。  　（１）業務継続計画の策定  　（２）従業者への業務継続計画の周知徹底及び定期的な研修及び訓練の実  　　　施  　（３）定期的な業務継続計画の見直し及び変更  （感染症の予防及びまん延の防止のための措置）  第２２条　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。  　（１）おおむね６月に１回以上、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び、その結果について従業者への周知徹底  　（２）感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備  　（３）定期的な感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実  　　　施  （その他運営に関する留意事項）  第２３条　事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。  　（１）　採用時研修　　採用後○か月以内  　（２）　継続研修　　　年○回  ２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  ３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。  ４　事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低５年間は保存するものとする。  ５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＊＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附　則  　この規程は、平成○年○月○日から施行する。 | ・「○○○」は、事業所の名称を記載してください。  ・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。    ・所在地は、丁目、番、号を正確に記載してください。  ・管理者は原則として常勤・専従で配置しますが、事業所の管理上支障がない場合は他の職種と兼務可能です。兼務の場合は兼務する職種を明記してください。  ＜例＞（常勤・計画作成担当者と兼務）  ・利用定員に対する人員基準を満たすため、勤務シフトも考慮して必要な職員数以上を配置し、その人数以上で柔軟に対応したい場合は、「〇名以上」と明記することが可能です。（※ただし、明記した人数を下回る場合は運営規程の変更が必要。）  ・「日中」と「夜間及び深夜」  の２つの時間帯については、  事業所ごとに利用者の生活  サイクルに応じて１日の活  動終了時刻から開始時刻ま  でを「夜間及び深夜」とし、  それ以外の時間を「日中」と  します。  ・内容については、あくまで例示ですので、事業所の実態に応じて記載してください。  ・消費税の課税又は非課税の別を税務署に確認の上、課税であれば総額表示を行ってください。  ・特別な食事の提供に伴う費用を設定する場合は、別途記載してください。  ・国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」などを参考に敷金返還のルールを設定してください。  ・管理費（共益費）など、使途を明確にした上で利用者から料金を徴収する場合は、その内容についても記載してください。  ※その他の日常生活費の具体的な範囲について（平成１２年老企第５４号）  ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの  ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの  （一律に請求する場合は内容を明確にすること）  ・事業所で定めた緊急時等の対応方法について記載してください。  ・所管消防署に確認のうえ、定期的に行わなければならない非常災害訓練等の回数を記載してください。  ・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。 |